

## 地方公共団体の環境配慮契約に関する取組状況の追加分析 (人口規模別集計、ESCO 事業導入好事例等)

### 1. アンケート調査の人口規模別集計

第 1 回専門委員会におけるご指摘を踏まえ、「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)について、区市町村の人口規模別<sup>1</sup>での追加集計を行った。

人口規模別の団体区分(区市、町村)は、図 1 のとおり。「20 万人以上」都市には、20 政令指定都市、22 特別区及び 83 市が含まれる。一方、「5 万人未満」都市には、町村の大半(638 町村)と 202 市が含まれている。残る 358 市が、「10 万人以上 20 万人未満」及び「5 万人以上 10 万人未満」に二分されている。

また、東京、大阪及び名古屋の大都市圏からの距離(以下「距離圏<sup>2</sup>」という。)について、図 2 に示した。「20 万人以上」都市には、「東京 40km 圏内・大阪及び名古屋 30km 圏内」が 4 割、「その他地域」が約 5 割となっている。区市が大半を占める「10 万人以上 20 万人未満」及び「5 万人以上 10 万人未満」では、前者の 36.9%が「東京 40km 圏内・大阪及び名古屋 30km 圏内」であるのに対して、後者は 18.2%となっている。

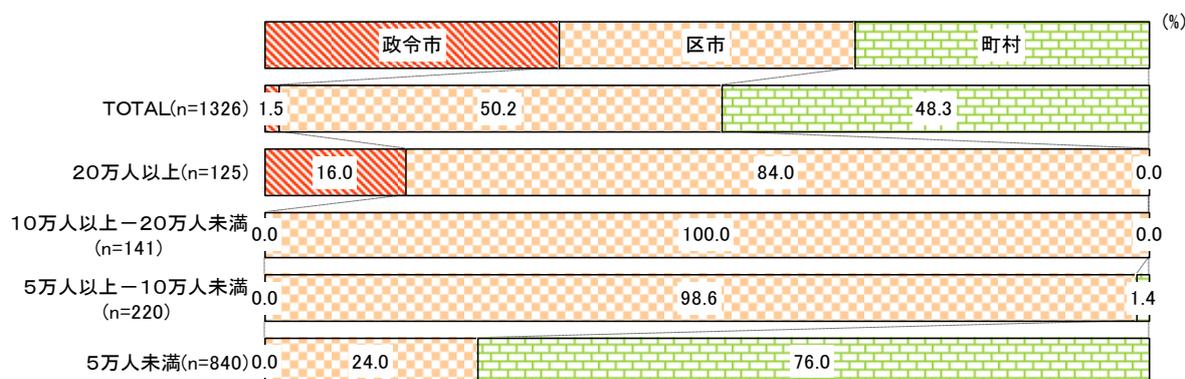


図1 人口規模別の団体区分 (都道府県除く)

<sup>1</sup> 人口規模別の分類に当たっては、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成 24 年 3 月 31 日現在)」を用いて、「20 万人以上」、「10 万人以上 20 万人未満」、「5 万人以上 10 万人未満」、「5 万人未満」に分類した。

<sup>2</sup> 距離圏の分類としては、「東京 40km 圏内・大阪及び名古屋 30km 圏内」、「東京 70km 圏内・大阪及び名古屋 50km 圏内」、「その他地域(東京 70km 以遠・大阪及び名古屋 50km 以遠)」とした。圏内に含める定義としては、「区市町村の総面積の半分以上」あるいは「区市町村の役所・役場」が当該距離を半径とする同心円内に含まれることとしている。

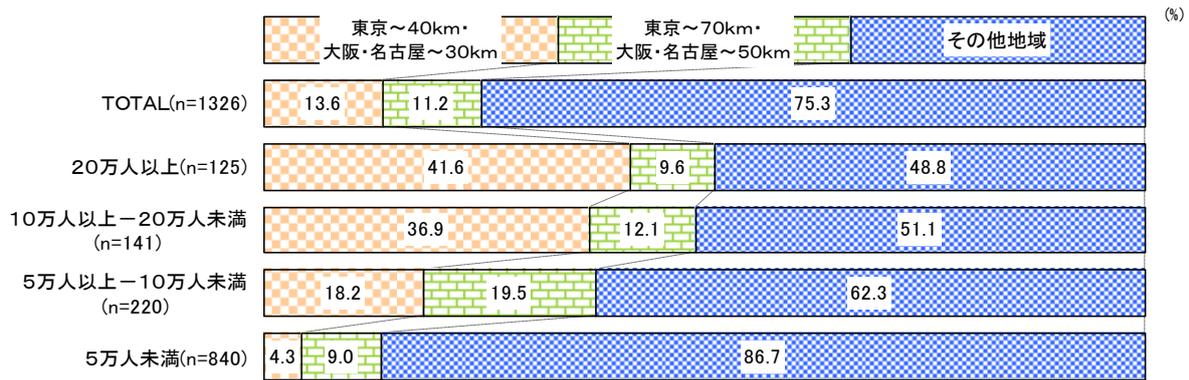


図2 人口規模別の距離圏構成

なお、取組等に関連する主要設問については、当該団体内の人口を考慮した「人口カバー率」<sup>3</sup>での集計を行った。

### (1) 環境配慮契約法の理解度

環境配慮契約法の理解度を人口規模別にみると、人口規模が小さくなるほど低下し、「5万人未満」都市では1割が「聞いたことがない」と回答している。「10万人以上20万人未満」及び「5万人以上10万人未満」をみると、区市であっても、人口規模が大きい団体ほど理解度が高くなっている。

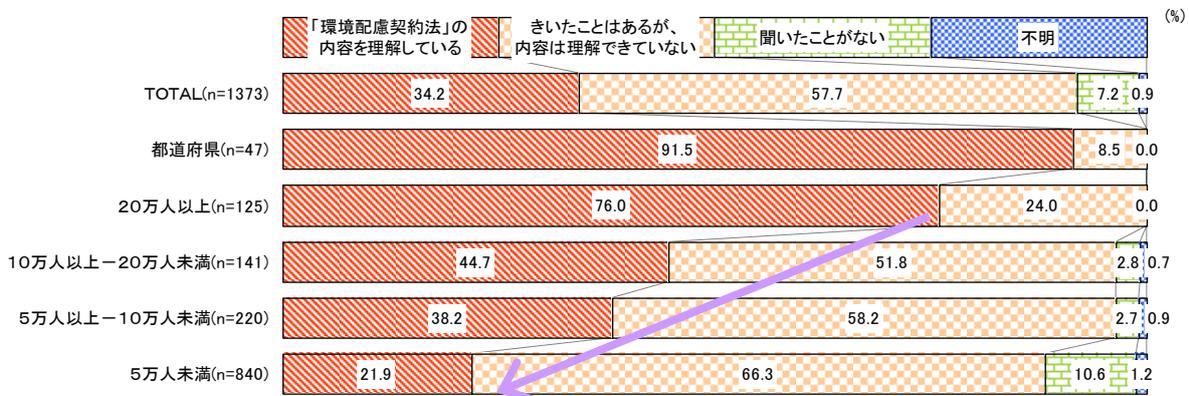


図3 環境配慮契約法の理解度（人口規模別）

### (2) 環境配慮契約の進展状況

環境配慮契約の進展状況を人口規模別でみると、進展度は人口規模が大きいほど高い結果となっている。人口規模が10万人未満の都市では、「取り組んでいない」との回答が45%前後に達している。

<sup>3</sup> 都道府県を除く回答団体の人口を合算した値（1億1,307万3,769人）を分母として、設問ごとに回答団体の人口合算値を除いた値を「人口カバー率」とした。なお、全人口1億2,665万9,683人に占める回答団体の人口合算値の割合は89.3%（都道府県を除く団体数による回収率は76.1%）となっている（いずれも「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成24年3月31日現在）」より）。

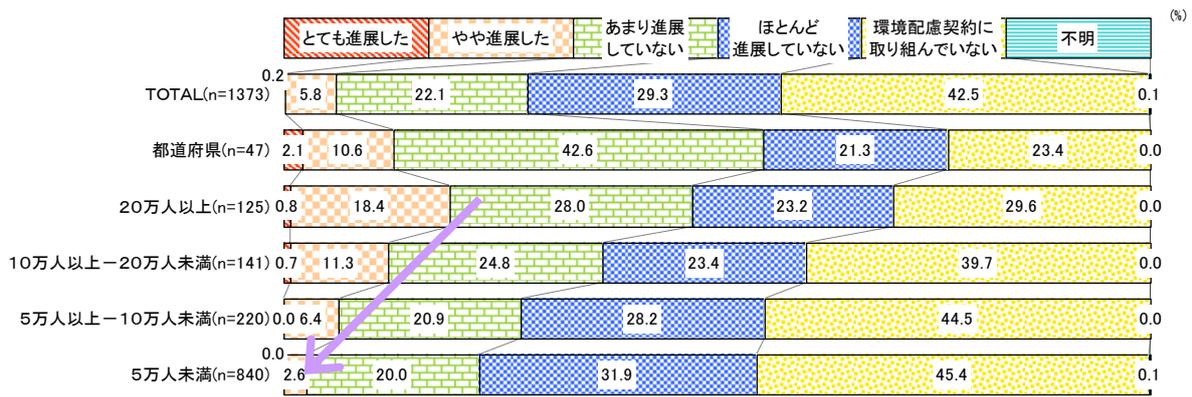


図4 環境配慮契約の進展状況（人口規模別）



図5 環境配慮契約法の進展状況（人口カバー率）

### （3）「契約方針」の策定状況

「契約方針」の策定状況を人口規模別で見ると、「20万人以上」都市では「策定済み」が32.0%と都道府県と同等レベルの高さとなっているが、人口規模が小さくなるにつれて、「策定済み」が低下し、10万人未満の都市では「策定済み」が7%前後、「策定予定なし」が73%前後となっている。

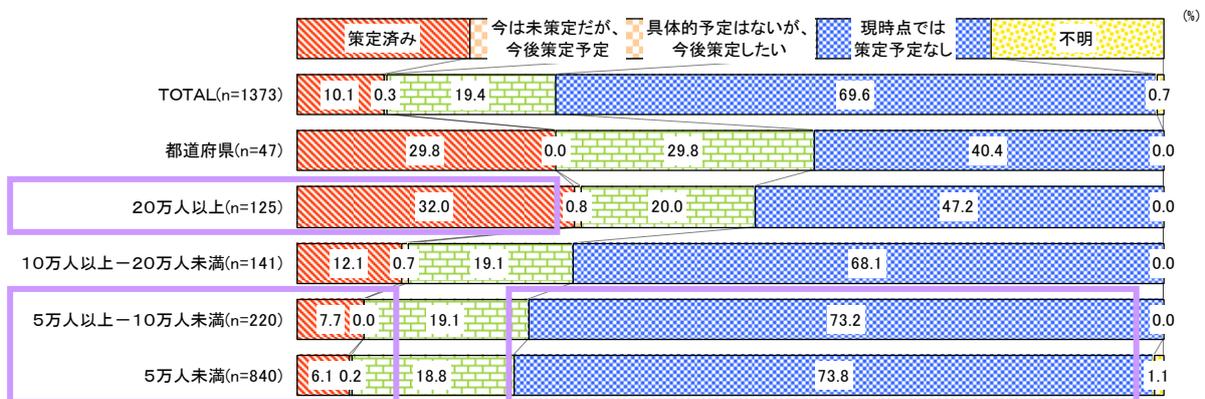


図6 「契約方針」の策定状況（人口規模別）

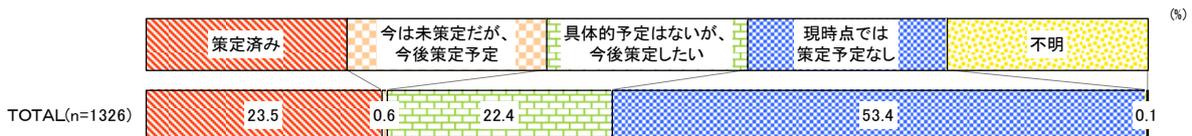


図7 「契約方針」の策定状況（人口カバー率）

### （4）環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

環境配慮契約に取り組む上での阻害要因を人口規模別で見ると、「5万人未満」都市

では、「環境配慮契約に取り組める契約の種類が少ない」「担当者の意識が低い」が相対的に高い。「環境配慮契約に関する情報が得られない」との回答は10万人未満の都市のほか、都道府県でも高くなっている。

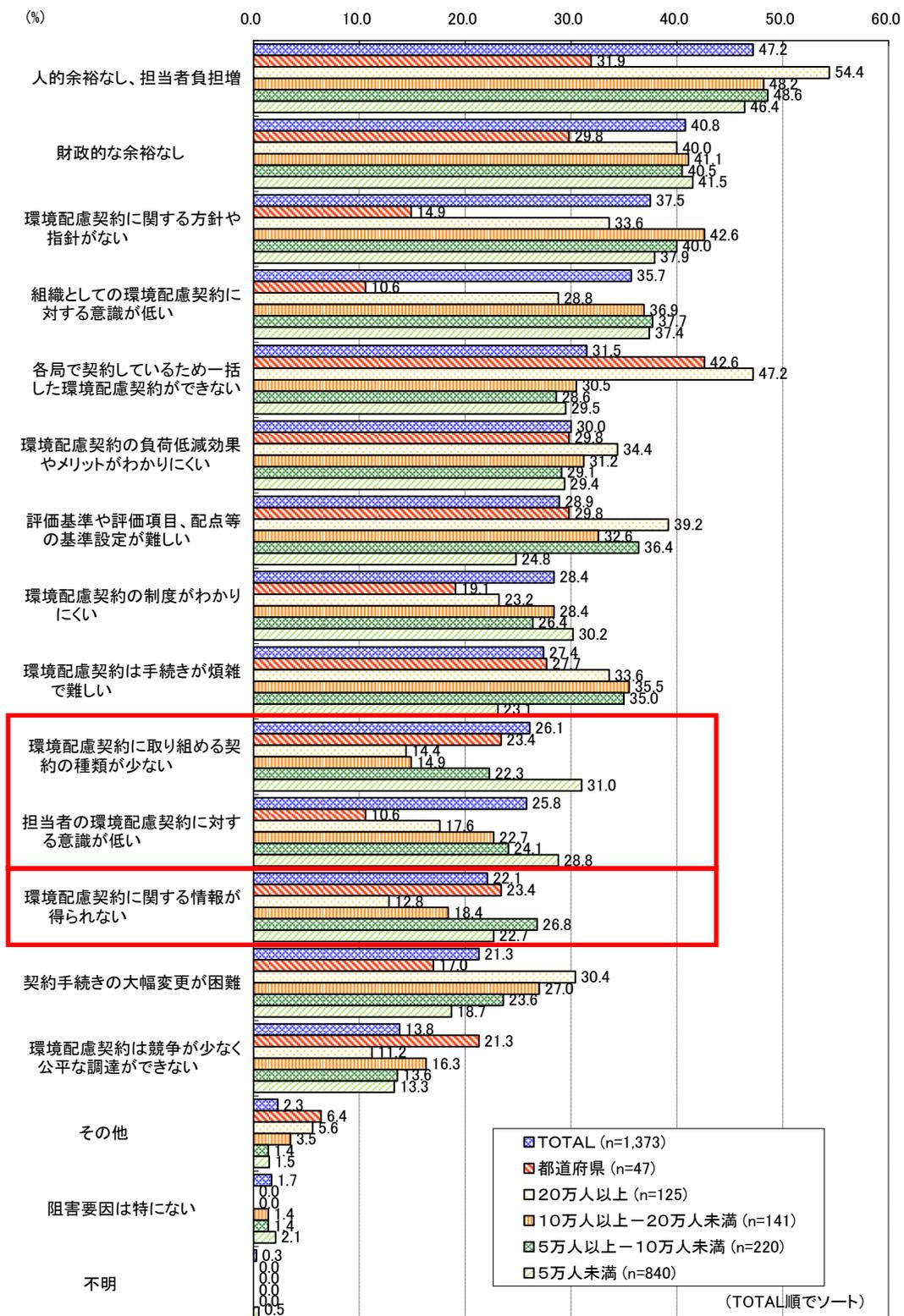


図8 環境配慮契約に取り組む上での障害要因（人口規模別）

障害要因の「その他」の回答内容をみると、規模の大きな都市では「関係部署間の

調整」等があがっているが、小規模都市では「主管部署が未確定」等があがっている。

表1 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因の「その他」の主な内容

団体規模	人口規模	環境配慮契約に取り組む上での阻害要因「その他」
都道府県・政令市	都道府県	調達量が少なく必要性を感じられないこと。調達の初期価格上昇の懸念。
都道府県・政令市	都道府県	契約価格の上昇が懸念される
都道府県・政令市	都道府県	一部の分野で取組を行っている。
都道府県・政令市	20万人以上	総合評価方式のような契約担当部署に負担がかかるものについては、効果がどれくらいなのか示すよう求められ、説明材料が乏しい
都道府県・政令市	20万人以上	入札担当者等の部署と調整しながら進める必要があり、時間を要する。
都道府県・政令市	20万人以上	自動車、ESCO、建築設計については、別途、本市が定める指針がある。
都道府県・政令市	20万人以上	関係部署が多く、調整に困難を伴う。
区市	20万人以上	契約手続きに時間がかかるため
区市	20万人以上	目的の近い省エネ法やグリーン購入に取り組むことに加えて、改めて環境配慮契約法に取り組む意義が見出しにくい。
区市	20万人以上	環境配慮が優先事項とは限らない状況である。
区市	10万人以上－20万人未満	本市の地域実情に合わない
区市	10万人以上－20万人未満	契約部門とグリーン購入部門（環境部門）が別部署であり、関与が難しい。また地元業者が参入しづらくなる。
区市	10万人以上－20万人未満	環境マネジメントシステムを実施しており、グリーン購入や公共工事の環境配慮等に積極的に取り組んでいる。
区市	10万人以上－20万人未満	経済状況を考慮すると地域事業者へ配慮せざるを得ない
区市	5万人以上－10万人未満	どこで担当すべきか決まっていない
区市	5万人以上－10万人未満	環境配慮契約の推進について、主管部署を定めていないため
区市	5万人以上－10万人未満	環境配慮契約について担当する部署が決まっていない
区市	5万人未満	法の内容について理解できていない
区市	5万人未満	契約金額と環境配慮のバランス
区市	5万人未満	施設の規模が小さいため、大きな効果が見込めない。
町村	5万人未満	審査体制の調整も含む
町村	5万人未満	現在東日本大震災による警戒区域より避難中であるため
町村	5万人未満	小規模村では、負担増ばかりで効果が少ないと思われる。
町村	5万人未満	必要性を感じない
町村	5万人未満	環境配慮契約に取り組む予定なし
町村	5万人未満	総合評価落札方式を実施する事業もなく、仮に実施したとしても地元業者が除外され、いつも同じ業者が落札してしまうため実施しない。

### (5) 環境配慮契約の進展のために必要な国の取組

環境配慮契約の進展のために必要な国の取組を人口規模別でみると、20万人以上の都市では「環境負荷低減効果等に関する情報提供」「地方公共団体マニュアルの拡充」「評価算定支援ツール等の整備」等があがっている。一方、人口規模の小さな団体では、「説明会の開催」や「職員研修の実施」等が相対的に高くなっている。

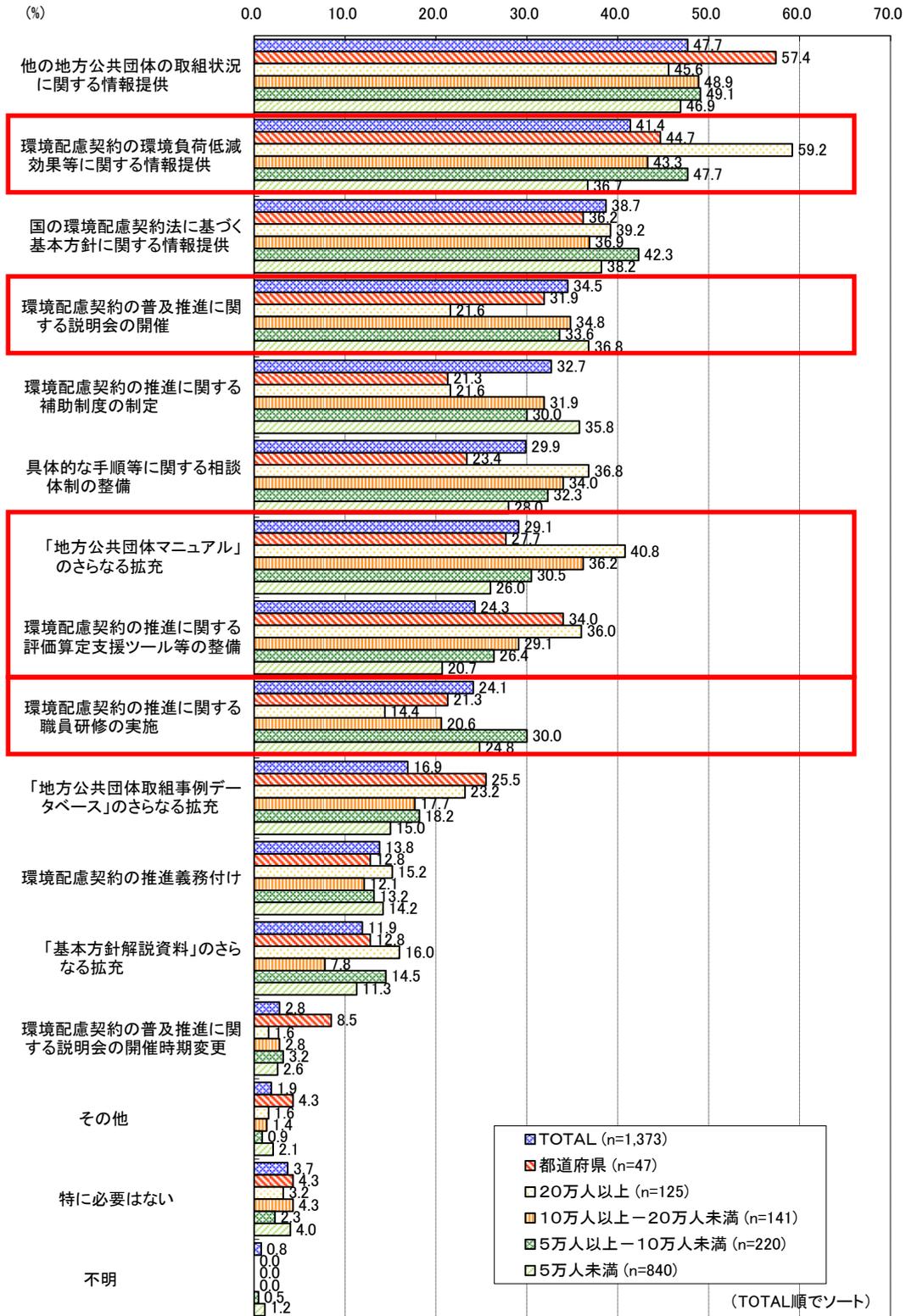


図9 環境配慮契約の進展のために必要な国の取組（人口規模別）

環境配慮契約の進展のために必要な国の取組に関する「その他」の回答内容をみると、一定規模以上の都市では「契約担当部署等への直接の周知」等があがっている。5万人未満の都市では、「事例紹介」や「近隣での説明会開催」「小規模団体の実情の考慮」等があがっている。

表2 環境配慮契約の進展のために必要な国の取組・「その他」の主な内容

団体規模	人口規模	環境配慮契約進展に必要な国の取組「その他」
都道府県・政令市	都道府県	自治体の実際の調達等の仕組みの中に取り入れやすい制度設計、情報提供時期への配慮。
都道府県・政令市	都道府県	グリーン購入と重複する部分が多く、あえて別の取組とすることで混乱が生じる。
区市	20万人以上	環境部署の他に、各契約関連部署への直接周知を行うこと。
区市	10万人以上－20万人未満	本市の地域実情に合わない
区市	10万人以上－20万人未満	上記の内容を、契約担当部署や建築担当部署へダイレクトに働きかける。
区市	5万人以上－10万人未満	総合評価方式における統一的な評価基準の整備
区市	5万人以上－10万人未満	わからない
区市	5万人未満	一定の強制力と予算措置
区市	5万人未満	極小規模団体での事例紹介
区市	5万人未満	わかりやすく、簡潔な制度
町村	5万人未満	契約に係る負担増に関する財政的な支援
町村	5万人未満	説明会を近隣で実施してほしい
町村	5万人未満	総合評価方式・プロポーザル方式ともに、公告期間等に時間（日数）が必要となる方式のため、復旧・復興のため早急に事業を進めなければならないなかでは、同方式をとりにくい状況にある。
町村	5万人未満	現在東日本大震災による警戒区域より避難中であるため
町村	5万人未満	県内での説明会の開催
町村	5万人未満	全国的普及
町村	5万人未満	環境配慮契約等に取り組めない地方の現状の確認
町村	5万人未満	小規模自治体を取り組みやすい制度となっていない
町村	5万人未満	環境配慮契約に取り組むべき基準（金額、件数等）と実施する際の地方の人員の拡充
町村	5万人未満	都市空間の見直し。
町村	5万人未満	もっと手続等簡素化すべき。
町村	5万人未満	画一的に決めず指名競争入札しか実施できないような地方のやり方も考慮してほしい
町村	5万人未満	自由度の高い予算措置

## (6) 契約類型別の取組状況

契約類型別の取組状況等を人口カバー率で示した。「電気の供給を受ける契約」では、全庁的あるいは一部機関で取り組んでいるとの回答は団体数ではそれぞれ2.6%、3.7%の計6.3%であったが、人口カバー率では24.8%（16.2%、8.6%の計）となっている。同様に、「自動車の購入・賃貸借に係る契約」では、取り組んでいるとの回答が、7.0%（団体数）から12.4%（人口カバー率）となっている。「ESCO事業に係る契約」では、実施実績があるとの回答が9.6%（団体数）から28.2%（人口カバー率）へと増加している。「建築物の設計に係る契約」では、「現在のところ取り組む予定なし」との回答が77.6%（団体数）から66.6%（人口カバー率）への10ポイント減っており、その他の回答としては、「制度化していないが案件により採用」等がみられた。一方、取り組んでいる団体ごく少数の「船舶の調達に係る契約」では、「船舶の調達がない」との回答が87.3%（団体数）から79.1%（人口カバー率）に減っているものの、「現在のところ取り組む予定なし」との回答が12.1%（団体数）から20.1%（人口カバー率）へと増加している。



図10 「電気の供給を受ける契約」の取組状況（人口カバー率）

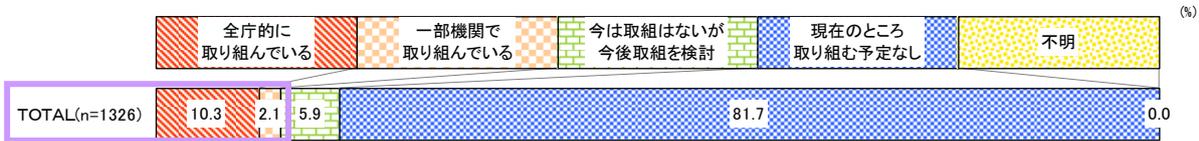


図11 「自動車の購入・賃貸借に係る契約」の取組状況（人口カバー率）

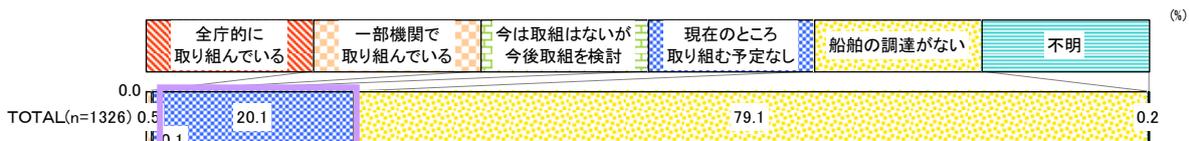


図12 「船舶の調達に係る契約」の取組状況（人口カバー率）



図13 「ESCO事業に係る契約」の実施実績（人口カバー率）

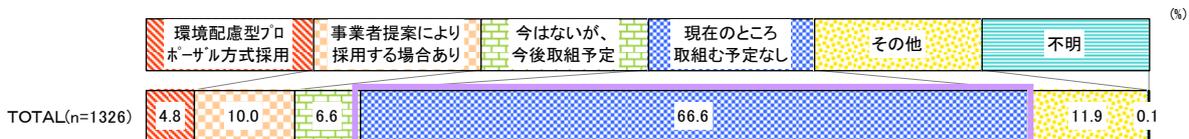


図14 「建築物の設計に係る契約」の取組状況（人口カバー率）

### (7) 「省エネチューニング」の認知状況等

今後の伸びが期待される「省エネチューニング」の認知度について人口規模別にみると、人口規模が大きいほど認知度は高くなっている。「20万人以上」都市で28.0%が「内容を知っている」と回答、「聞いたことがない」は4割弱となっている。

人口カバー率でみると、「内容を知っている」が28.4%、「聞いたことがない」は5割弱となっている。

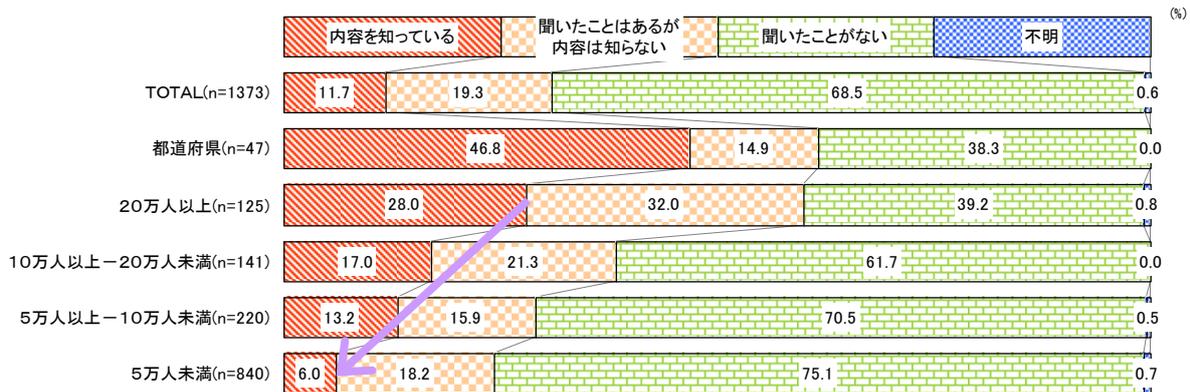


図15 「省エネチューニング」の認知状況 (人口規模別)

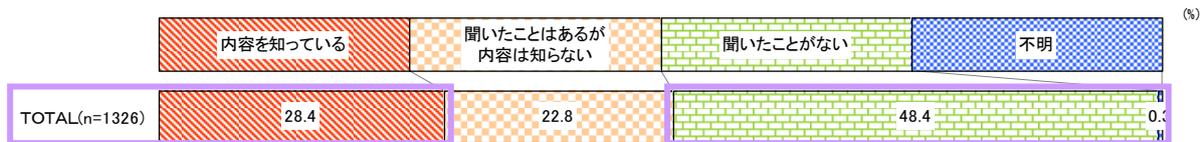


図16 「省エネチューニング」の認知状況 (人口カバー率)

「内容を知っている」と回答した160団体に「省エネチューニング」の実施・検討状況を聞いたところ、「5万人未満」都市でも、半数の25団体が「実施したことがある」と回答している。

表3 「省エネチューニング」の実施・検討状況 (人口規模別)

上段:度数 下段:%	実施したことがある	実施検討したが見送った	これから検討	検討予定はない	不明	
TOTAL	160	86	2	39	33	0
	100	53.8	1.3	24.4	20.6	0.0
都道府県	22	13	0	5	4	0
	100	59.1	0.0	22.7	18.2	0.0
20万人以上	35	16	1	11	7	0
	100	45.7	2.9	31.4	20.0	0.0
10万人以上-20万人未満	24	18	0	4	2	0
	100	75.0	0.0	16.7	8.3	0.0
5万人以上-10万人未満	29	14	0	11	4	0
	100	48.3	0.0	37.9	13.8	0.0
5万人未満	50	25	1	8	16	0
	100	50.0	2.0	16.0	32.0	0.0

「聞いたことがない」あるいは「聞いたことはあるが内容を知らない」と回答した1,205団体に、今後の実施検討予定を聞いたところ、10万人未満の都市でも、3分の1が「実施を検討したい」と回答している。

人口規模の小さな団体においても検討意向があることから、人口カバー率でも、**「実施を検討したい」が38.3%**と団体数での割合（33.9%）と大きな差はない。

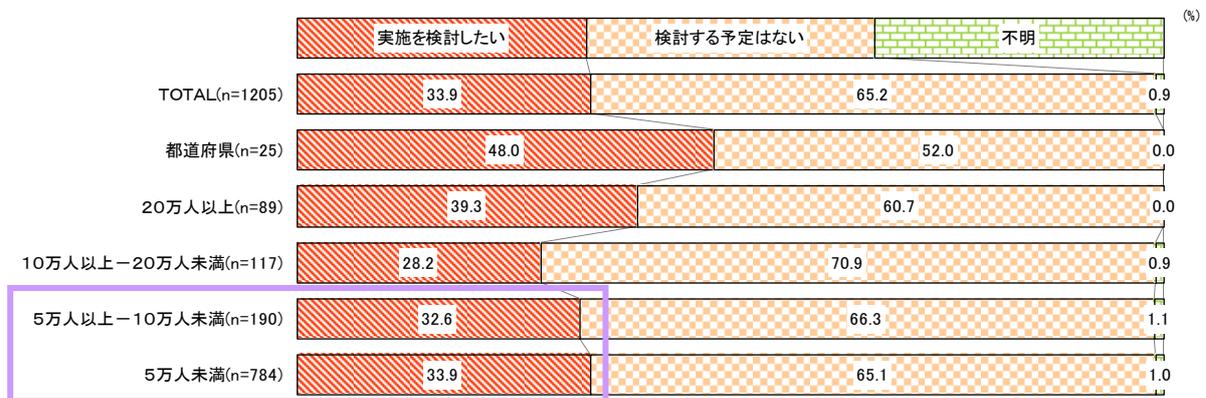


図17 「省エネチューニング」の実施検討意向（人口規模別）

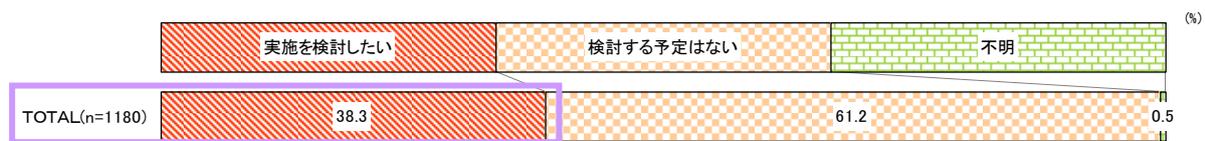


図18 「省エネチューニング」の実施検討意向（人口カバー率）

## 2. 地方公共団体における ESCO 事業導入の好事例

地方公共団体における ESCO 事業の普及に当たっては、成功事例の共有が不可欠であることから、第 1 回専門委員会でのご指摘を踏まえ、流山市の ESCO 事業導入事例を整理した。

### 流山市「デザインビルド型小規模 ESCO」

流山市で取り組まれている「デザインビルド型小規模 ESCO」（以下「DB 型小規模 ESCO」という。）<sup>※4</sup>の概要は、以下のとおり。

#### ① 導入の背景

- 人口規模は「10 万人以上 20 万人未満」、距離圏は「東京 40km 圏内」
- 市では、「施設を経営的な視点から捉え」<sup>5</sup>、井崎義治市長と職員の「トップダウンとボトムアップを併用した推進体制」<sup>6</sup>によりファシリティマネジメントの一貫として ESCO 事業を推進
- 通常の ESCO 事業が成立する規模（5,000～10,000 m<sup>2</sup>）の施設は少数
- 空調などの設備を中心に老朽化・更新が必要な施設・設備が多く存在

#### ② 「DB 型小規模 ESCO」の概要

- 設備更新に要するイニシャルコストを上乗せした「小規模補正」を実施
- フィージビリティスタディを行う前に簡易プロポーザルにより優先交渉権者を選定し、事業者とともに詳細を決定（無料省エネ診断等によりベースライン算定）

#### ③ 「DB 型小規模 ESCO」のポイントとメリット

「流山市の ESCO 事業の考え方」として、「DB 型小規模 ESCO」のポイントとメリットが流山市のウェブサイト上で紹介されている。

表4 「DB型小規模ESCO」のポイント

【ポイント】		
従来のESCOの敷居（通説）	解決策（敷居の下げ方）	ヒント
5,000～10,000m <sup>2</sup> 以上の施設規模	イニシャルコストの一部上乗せ	佐倉市「出っ張りESCO」
フィージビリティスタディ	省エネルギーセンター 無料省エネ診断	福岡市「省エネ診断事業」
ESCO、建築設備等の専門知識	デザインビルド型 (事業者の先行決定)	大阪市「簡易公募ESCO」

<sup>4</sup> 流山市ウェブサイト「デザインビルド型小規模 ESCO 事業」より：

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/81/427/008878.html>

<sup>5</sup> 平成 23 年度版流山市環境白書より：<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/82/477/003637.html>

<sup>6</sup> 「流山市のファシリティマネジメントの概要（平成 24 年 11 月 26 日現在）」より：

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/81/427/002399.html>

参照した他団体の例として、表中の佐倉市「出っ張り ESCO」、福岡市「省エネ診断事業」、大阪市「簡易公募 ESCO」のほか、埼玉県「PFI-ESCO」、青森県「バルクセール」等があげられている。

メリットとしては、通常の ESCO のメリットに加えて、フィージビリティスタディコストの削減、小規模施設での実施等があげられている。

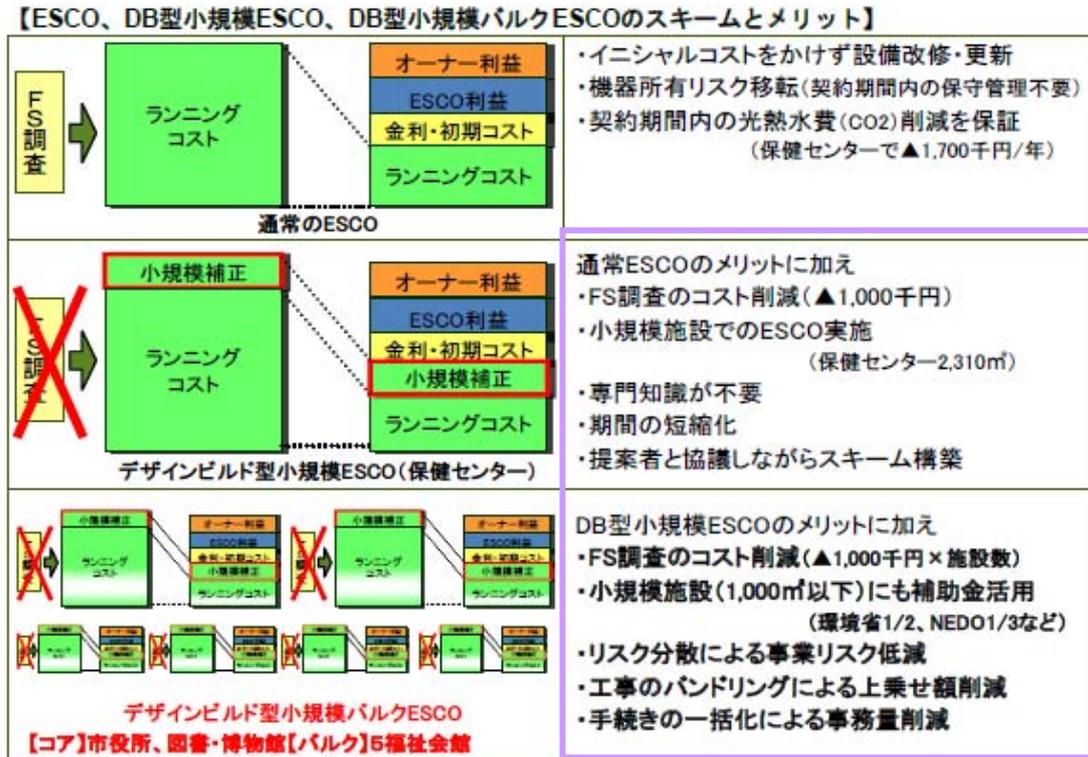


図19 「DB型小規模ESCO」のメリット

④ 「DB型小規模ESCO」の実績

流山市において実施されている「DB型小規模ESCO」の実績は、下表のとおり。

表5 「DB型小規模ESCO」の実績

契約締結時期	施設	契約内容	経過
平成23年8月	保健センター (2,310㎡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ESCO サービス料：4,903.5千円/年</li> <li>● 契約期間10年</li> <li>● 削減保証額▲1,693千円/年</li> </ul>	ESCO サービス実施中
平成24年8月	<p>コア施設： 流山市役所、図書館・博物館 一括(バルク)対象施設： 赤城福祉会館、思井福祉会館、 江戸川台福祉会館、駒木台福祉会館、 向小金福祉会館</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ESCO サービス料：34,850千円/年</li> <li>● 契約期間13年</li> <li>● 削減保証額▲20,541千円/年</li> </ul>	5福祉会館及び市役所第三庁舎の工事が終了し、市役所第一庁舎の工事を実施中。本年12月には図書・博物館の工事を予定
—	生涯学習センター	—	優先交渉権者の選定

### **3. 規模の小さな地方公共団体における環境配慮契約の課題、促進方策**

人口規模別にアンケート調査を追加分析し、規模の小さな地方公共団体における環境配慮契約の促進に当たっての課題について、以下のとおり整理した。

- 規模の小さな団体においては、環境配慮契約の主管部署が設定されていない場合が多く、「担当者の意識が低い」「情報が得られない」等の阻害要因があがっている
- 規模の小さな団体においては、「環境配慮契約に取り組める契約の種類が少ない」との回答も多くみられる
- 電気の供給、自動車の購入・賃貸借、ESCO事業等は、団体数での取組度に比べて人口カバー率の取組度が高く、都市部の大規模団体を中心に環境配慮契約の導入が進んでいるとみられる
- 「環境配慮契約導入のための地方公共団体マニュアル」や「環境配慮契約法取組事例データベース」等のツールは、一定規模以上の団体からのニーズが高くなっている。一方、規模の小さな団体からは「説明会の開催」や「職員研修の実施」等の要望が相対的に高い

上記の課題を踏まえ、規模の小さな団体における環境配慮契約の促進方策について、以下のとおり整理した。

- 環境配慮契約法の施行後、全国説明会を実施してきたところであるが、規模の小さな団体を対象とした都道府県あるいは地方ブロック単位等での職員研修の実施、説明会の開催等が効果的であると考えられる
- その際、繁忙期となる年度末以外での開催や、都道府県や先進事例を有する団体等への開催依頼、連携等を検討する必要があると考えられる
- 「ESCO事業」に関しては、流山市等の好事例があることから、全国説明会等において具体的な事例紹介を行い、導入促進を図ることが考えられる
- 「省エネチューニング」に関しては、規模の小さな団体においても取組意向が高いことから、小規模団体においても取り組みやすい契約の種類等についてのさらなる情報発信を行う必要があると考えられる
- その際、出納担当部署に向けた情報発信に留意する必要がある